⑿　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に、積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。

⒀　本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成12年度以降に、次の要件を満たす揚水機場（揚排水機場又は排水機場を含み、救急排水場を除く。）主ポンプ（渦巻）の製作及び据付を元請として施工した実績を有すること。ただし、製作と据付は同一工事でなくてもよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

・１台当りポンプ口径が400㎜以上であること。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成12年度以降に揚水機場（揚排水機場又は排水機場を含み、救急排水場を除く。）機械設備の据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　次のアからウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。現地での据付期間は平成28年８月20日から平成29年３月22日までを予定する。資料に記載する配置予定技術者は、当該専任配置予定技術者とする。工場製作において配置する主任技術者については、以下のアの基準を満たすこととし、当該専任配置予定技術者（据付）と同一でなくてもよい。同一工場内での製作については他の工事との兼任を認める。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に限る。））の資格を有する者又は建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第７条第２号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員の全てが上記の資格を有する者を配置するものとする。

イ　平成12年度以降に、上記⑷本文に掲げる工事を施工した経験（据付）を有する者であること（従事役職は現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者のいずれかは問わない。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　詳細設計に係わる技術者（以下「詳細設計技術者」という。）として、次のいずれかの基準を満たす者を配置するものとする。なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

ア　機械器具設置工事にあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」）とする者に限る。）の資格を有する者又は建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第７条第２号イに規定する学科は、建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。

イ　ＲＣＣＭ（機械）の資格を有する者

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、3⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を60点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～60点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

㋐　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

㋑　総合的な維持管理コスト縮減に関する技術提案

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課上席契約専門官　藤本　賢一　電話011―611―0194（ダイヤルイン）内線2270